

茅ヶ崎市コミュニティバス車内広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市コミュニティバス（以下単に「コミュニティバス」という。）の車内への広告（別に定めるものを除く。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 広告を掲載する位置は、コミュニティバスの車内の市長が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、コミュニティバス1台につき1枠とし、まとめて12台分とする。

(広告の規格、内容)

第3条 広告の規格は、縦182ミリメートルから420ミリメートルまで、横182ミリメートルから515ミリメートル内の長方形（正方形を含む。）とし、広告主の名称（屋号を含む。以下同じ。）、事業内容が分かるような文言又はロゴマークを掲げることができるものとする。

2 広告に掲げられるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 意見広告を内容とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (8) 良好な景観の形成を損なうもの
- (9) 暴力団の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他車体広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、12台分で月額24,000円とし、第6条の掲載期間に応じて、24,000円に掲載する月の数を乗じて得た額とする。

(費用負担)

第5条 広告の製作に要する費用は広告主が負担するものとする。

2 広告の掲載及び撤去に要する費用は、市が負担するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間(広告の掲載及び撤去の作業に要する期間を含む。)は、月単位(掲載を受けようとする日から掲載を受けようとする日の翌月同日の1日前までを1月とする。)とし、4月1日から翌年の3月31日までの間で、1月から最大12月とする。

(広告掲載者の募集)

第7条 広告掲載者は、広く一般から募集することとする。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第8条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 個人である者(独立して自ら事業を営む者を除く。)

(2) 本市の税を滞納している者

(3) 事業の内容が次のいずれかに該当する者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業

イ 政治活動に係るもの

ウ 宗教活動に係るもの

(4) 前3号に掲げる者のほか、コミュニティバスに掲載する広告の広告主として適当でない認められる者

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載(第6条の掲載期間に係るものに限る。)を受けようとする者は、掲載を受けようとする日の6月前から10日前までに書面に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 法人にあつては納期限の到来している直近の、個人にあつては当該年度の本市の納税証明書

(2) 事業内容を明らかにする書類

(3) 掲載する広告

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、広告の掲載の決定を申込みの順に行う。

3 広告掲載に係る契約は、書面により行うものとする。

(調停掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告の掲載を開始する日の前日までに掲載期間に係る掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(名称の変更)

第11条 広告主は、名称を変更したときは、書面により市長に届け出るものとする。

この場合において、広告の製作、掲載及び撤去に要する費用は広告主が負担するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、変更後の名称を広告に掲載するものとする。

(取りやめの申出)

第12条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。この場合次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を還付する。

(1) 掲載期間開始前 既納の掲載料の額の全額

(2) 掲載期間開始後 既納の掲載料の額のうち掲載の取りやめの申出があった日の属する月の翌月から掲載期間の末日の属する月までの月の数に24,000円を乗じて得た額

2 前項の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。

(契約の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。この場合広告主が損害を受けても市長はその責任を負わない。

(1) 広告主が第8条第3号又は第4号に該当すると認められるとき。

(2) 広告主が第10条の規定に違反して同条に定める日までに掲載料を納付しないとき。

。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の契約を解除したときは、書面により広告主に通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。